

連動機構・装置等自主評定委員会からのお知らせ

連動機構・装置等自主評定委員会
社 日本火災報知機工業会
社 日本シャッター・ドア協会
日 本 防 排 煙 工 業 会

運用指針一部改訂について

「煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針」の下記項目を平成19年7月4日付で変更致しましたので連絡します。

記

1. 改訂指針「煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針」

(平成15年3月発行)

2. 改訂項目

第2章「設置及び維持に関する指針」 1. 設置基準 1.10 危害防止用連動中継器の設置

3. 改訂内容

(旧)「危害防止用連動中継器の設置位置は前(1) aによるほか、不燃材料又は準不燃材料で作られた天井内の部分で点検可能な場所とする。」



(新)「危害防止用連動中継器の設置位置は、壁面等点検が容易な位置に設け、機能に障害の生じる恐れのない場所で、且つ、金属製ボックスに収める等、防火上有効な措置を講ずる。

尚、天井内へ設置する場合には、不燃材料又は準不燃材料で作られた天井内の部分で、点検が容易な場所とする。」

4. 改訂理由

改訂前の指針では当中継器の設置場所が「天井内の部分」と限定されていたが、設置場所に柔軟性を持たせた。

5. 関係者への周知について

各会員会社は、防火シャッター設計施工マニュアルの関連文書の改訂等を含め関係者への周知徹底をお願いいたします。

以 上